

第134回 日商簿記検定試験 1級 一会計学一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保障するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問

- (1) 根拠規定：金融商品に関する会計基準 36 項～39 項
 よって、転換社債型新株予約権付社債以外の場合には、取得者においては区分法のみ適用となる。

(参考)

	取得者側	発行者側
転換社債型新株予約権付社債	一括法	一括法又は区分法
上記以外の新株予約権付社債	区分法	区分法

- (2) 根拠規定：資産除去債務に関する会計基準 13 項、14 項
 (3) 根拠規定：金融商品に関する会計基準 18 項
 よって、その他有価証券は、洗い替え方式により処理しなければならない。
 (4) 根拠規定：自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 9 項、10 項
 よって、自己株式処分差益はその他資本剰余金として処理しなければならない。
 (5) 根拠規定：工事契約に関する会計基準 9 項、企業会計原則注解 1

第2問

問1・問2

	資産グループA	資産グループB	資産グループC
帳簿価額	37,500 千円	28,477 千円	18,984 千円
・減損損失の認識			
割引前将来CF	36,710 千円	28,350 千円	23,780 千円
判定(認識する又は認識しない)	認識する	認識する	認識しない
・減損損失の測定			
使用価値	33,291 千円	25,746 千円	—
正味売却価額	33,500 千円	25,000 千円	—
回収可能価額	33,500 千円	25,746 千円	—
減損損失の金額	4,000 千円	2,731 千円	—

- (1) 20X5 年 3 月末における帳簿価額

① 資産グループA

イ. 減価償却費の累計額

$$75,000 \text{ 千円} \times 4 \text{ 年} (20X1 \text{ 年} \sim 20X5 \text{ 年}) / 8 \text{ 年} (\text{耐用年数}) = 37,500 \text{ 千円}$$

ロ. 帳簿価額

$$75,000 \text{ 千円} - 37,500 \text{ 千円} = 37,500 \text{ 千円}$$

② 資産グループB

イ. 償却率の計算

$$1 \div 8 \text{ 年} (\text{耐用年数}) \times 200\% = 0.25$$

ロ. 毎年の減価償却費

$$1 \text{ 年目: } 90,000 \text{ 千円} \times 0.25\% = 22,500 \text{ 千円}$$

$$2 \text{ 年目: } (90,000 \text{ 千円} - 22,500 \text{ 千円}) \times 0.25 = 16,875 \text{ 千円}$$

$$3 \text{ 年目: } (90,000 \text{ 千円} - 22,500 \text{ 千円} - 16,875 \text{ 千円}) \times 0.25 = 12,656 \text{ 千円}$$

$$4 \text{ 年目: } (90,000 \text{ 千円} - 22,500 \text{ 千円} - 16,875 \text{ 千円} - 12,656 \text{ 千円}) \times 0.25 = 9,492 \text{ 千円}$$

ハ. 帳簿価額

$$90,000 \text{ 千円} - 22,500 \text{ 千円} - 16,875 \text{ 千円} - 12,656 \text{ 千円} - 9,492 \text{ 千円} = 28,477 \text{ 千円}$$

③ 資産グループC

イ. 償却率の計算

$$1 \div 8 \text{ 年} (\text{耐用年数}) \times 200\% = 0.25$$

ロ. 毎年の減価償却費

$$1 \text{ 年目: } 60,000 \text{ 千円} \times 0.25 = 15,000 \text{ 千円}$$

$$2 \text{ 年目: } (60,000 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円}) \times 0.25 = 11,250 \text{ 千円}$$

$$3 \text{ 年目: } (60,000 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円} - 11,250 \text{ 千円}) \times 0.25 = 8,438 \text{ 千円}$$

$$4 \text{ 年目: } (60,000 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円} - 11,250 \text{ 千円} - 8,438 \text{ 千円}) \times 0.25 = 6,328 \text{ 千円}$$

ハ. 帳簿価額

$$60,000 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円} - 11,250 \text{ 千円} - 8,438 \text{ 千円} - 6,328 \text{ 千円} = 18,984 \text{ 千円}$$

(2) 使用価値の計算

① 資産グループA

現時点	1年目	2年目	3年目	4年目
	8,970千円	9,150千円	9,220千円	9,370千円
8,625千円	$\div 1.04$			
8,460千円	$\div 1.04 \div 1.04$			
8,196千円	$\div 1.04 \div 1.04 \div 1.04$			
8,010千円	$\div 1.04 \div 1.04 \div 1.04 \div 1.04$			
33,291千円				

② 資産グループB

現時点	1年目	2年目	3年目	4年目
	7,220千円	7,160千円	7,090千円	6,880千円
6,942千円	$\div 1.04$			
6,620千円	$\div 1.04 \div 1.04$			
6,303千円	$\div 1.04 \div 1.04 \div 1.04$			
5,881千円	$\div 1.04 \div 1.04 \div 1.04 \div 1.04$			
25,746千円				

問3

(1) 共用資産がある場合の減損会計の手順

① 個々の資産グループで減損損失の認識・測定を行う。

	資産グループ	資産グループ	資産グループ	共用資産
帳簿価額	37,500千円	28,477千円	18,984千円	25,000千円
・減損損失の認識				
割引前将来CF	36,710千円	28,350千円	23,780千円	
判定(認識する又は認識しない)	認識する	認識する	認識しない	
・減損損失の測定				
使用価値	33,292千円	25,746千円	—	
正味売却価額	33,500千円	25,000千円	—	
回収可能価額	33,500千円	25,746千円	—	
減損損失の金額	4,000千円	2,731千円	—	

② 共用資産を含めたより大きな単位で減損損失の認識測定を行う。

イ. 109,961千円(帳簿価額の合計額) > 103,000千円(割引前将来CF) ∴ 減損損失を認識する

ロ. 109,961千円(帳簿価額の合計額) - 99,000千円(回収可能価額) = 10,961千円

③ ②-①=共用資産の減損損失の金額

10,961千円 - 4,000千円(資産グループAの減損損失) - 2,731千円(資産グループBの減損損失) = 4,230千円

(2) 共用資産の帳簿価額を各資産に配分する場合の減損会計の手順

① 減損の兆候があるなしに関わらず共用資産の帳簿価額を各資産に配分する。

	資産グループ	資産グループ	資産グループ	共用資産
帳簿価額	37,500千円	28,477千円	18,984千円	25,000千円
共用資産の帳簿価額の配分	10,000千円	11,250千円	3,750千円	△25,000千円
共用資産配分後の帳簿価額	47,500千円	39,727千円	22,734千円	—

② 共用資産配分後の帳簿価額で各資産の減損損失の認識・測定を行う。

・減損損失の認識				
割引前将来CF	36,710千円	28,350千円	23,780千円	
判定(認識する又は認識しない)	認識する	認識する	認識しない	
・減損損失の測定				
使用価値	33,292千円	25,746千円	—	
正味売却価額	33,500千円	25,000千円	—	
回収可能価額	33,500千円	25,746千円	—	
減損損失の金額	14,000千円	13,981千円	—	

③ 減損損失の金額を共用資産と資産グループに配分する。

イ. 資産グループA

14,000千円(減損損失の金額) × 37,500千円/47,500千円 = 11,053千円

ロ. 共用資産

14,000千円(減損損失の金額) × 10,000千円/47,500千円 = 2,947千円

ハ. 資産グループB

13,981千円(減損損失の金額) × 28,477千円/39,727千円 = 10,022千円

ニ. 共用資産

13,981千円(減損損失の金額) × 11,250千円/39,727千円 = 3,959千円

第3問

根拠規定：会計上の変更と誤謬の訂正に関する会計基準4項(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、5項(2)